

憲法記念日を迎えての会長談話

日本国憲法は1947（昭和22）年5月3日に施行されました。今年は73年目の憲法記念日です。

日本国憲法は、個人の尊重を最大の価値とし、国民主権と平和主義を定め、全ての人間について基本的人権を保障し、民主主義や権力分立に基づく国家であるべきことを定めています。

千葉県弁護士会は、日本国憲法の下、弁護士法1条に定める人権擁護と社会正義の実現のため、各種団体と連携しながら法律相談などの法的サービスを提供するとともに、日本国憲法に反するおそれのある立法や行政に対し専門的見地から意見を表明するなどして法制度の改善に努めてまいりました。

去年は、千葉県は二度の大型台風に見舞われ、多くの被災者の方が困難な生活を強いられました。当会は、被災者の方々の人権擁護の一助とすべく被災者向け電話相談などを実施し法的サービスの提供に努めました。

今年も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言が発せられ、移動、営業、集会などの自粛が強く求められており、日本社会全体がかつてない事態に至っています。

新型コロナウイルスの感染防止のためには、個人の自由や権利が一定程度の制約を受けることもやむを得ない面があります。

その反面、感染者に対する偏見や、医療従事者やその家族に対する差別的感情等の事例が指摘されており、こうした災害・疫病により社会に混乱が生じる時期にこそ、日本国憲法の基本的人権の尊重の理念を銘記すべきだと思います。また、公権力により必要以上に人権が制約されたりすることのないように、目配りをする必要があります。

更に、災害や疫病による社会の混乱の中、多くの方が経済的な苦境に立たされており、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法25条の趣旨から、適切な法律の整備や運用を行い、その補償及び救済が強く求められるところです。

当会は、このような困難な状況にこそ、改めて日本国憲法の価値の重要性を確認し、これからも人権擁護と社会正義の実現のため尽力してまいります。

以上